令和4年8月30日~ 例規甲(交規セ)第39号 -

第1 目的

この要綱は、現在の道路網を効率的に利用するため、交通管制上の具体的業務を定め、交通の安全を効果的に図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において次に掲げる意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 交通管制とは、交通情報の収集、提供及び活用並びに信号機その他管制機器の 運用制御によって交通流を効率的に管理することをいう。
- (2) 交通管制システムとは、道路交通に関する情報の収集・分析及び伝達により信 号機、交通情報板等の制御を行い、交通管制に関する指令を一体的かつ有機的に 行うためのシステムをいう。
- (3) 交通情報とは、車両の運転者に対して提供する車両の通行に必要な情報をいう。 なお、交通情報の種別は、次のとおりとする。

ア 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報(道路使用情報を除く。)をいう。

イ 道路使用情報

道路における工事、作業、競技会の開催等、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項各号に定める道路使用に関する情報をいう。

ウ 交通渋滞情報

交通渋滞に関する情報をいい、車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね25キロメートル以下になっている状態をいう。交通渋滞は、渋滞部分の長さ(別記様式において「渋滞長」という。)及び速度によって表現し、長さは、渋滞の始点から末尾までの距離、また、速度は、渋滞部分の速度によって表す。

- (4) 道路情報とは、専ら道路構造要因に関する情報をいう。
- (5) 異常気象とは、大雨、大雪、異常出水、台風、地震、落雷その他の特異気象を いう。
- (6) 道路通行規制とは、道路管理者が道路法(昭和27年法律第180号)に基づき行う通行規制をいう。
- (7) 異常気象時通行規制区間とは、道路管理者が異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間について、関係機関と協議の上、指定し

た区間をいう。

第3 交通管制センターの業務

交通管制センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 交通管制システムの調査、企画及び基本整備計画
- (2) 交通流に関する調査及び集中制御信号機の運用・調整
- (3) 交通情報の収集、分析、提供及び広域交通管制情報の通報連絡
- (4) 交通情報板等管制機器の操作
- (5) 交通障害発生時等緊急時における交通管制に係る指令
- (6) 交通管制施設の技術研究、予算計画、設計設置及び保守管理
- (7) 集中制御信号機の現示照会に関する事項
- (8) 次世代型交通管理システムの推進整備
- (9) 道路交通情報に関する他機関との協議
- (10) 日本道路交通情報センターに関する事項
- (11) その他交通管制に関する事項

第4 運用責任者

- 1 交通管制センターの運用責任者は、交通規制課長とする。
- 2 運用責任者は、交通管制センターの機能を活用し、広域的かつ一元的に交通を管理し、交通状況の変化に応じて、交通情報の収集及び提供、信号機の制御、交通に関する緊急事態に対する措置等、迅速かつ的確に実施し、効果的な交通管制を行なわなければならない。

第5 交通管制センターの宿日直勤務

日曜日、土曜日及び休日における交通管制業務の処理及び庁舎管理は、山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令(平成25年山梨県本部訓令第13号)によるものとする。

第6 交通情報の収集

- 1 高速道路交通警察隊長、交通機動隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。) は、警ら、交通指導取締り、交通事故処理、交通整理等の街頭活動、道路使用の許可、各種協議等の日常の業務を通じて交通情報の収集に努めなければならない。
- 2 運用責任者は、警察署長等と連携し、県内及び近接県の主要幹線道路における交通情報を広域的に収集しなければならない。
- 3 運用責任者は、気象警報の発令等異常気象が予想される場合、早期から情報収集 体制を確立し、異常気象時通行規制区間その他交通危険個所の道路交通状況に留意 しつつ、迅速かつ的確な交通情報を収集しなければならない。

第7 交通情報の通報

警察署長等は、交通障害及びこれを原因とする交通渋滞事案(以下「交通渋滞等」という。)が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる場合、又は、道路

使用が行われる場合は、次のとおり当該交通情報を交通管制センターに通報しなければならない。

(1) 対象道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路

イ 一般国道、県道及び幹線的市町村道

(2) 通報基準

ア 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故、火事・爆発等突発事案その他事由による交 通障害

イ 交通渋滞情報

地域行事、行楽観光その他非恒常的な交通渋滞

ウ 道路使用情報

国道における道路使用及び主要地方道における道路使用で通報が適当と認められるもの。

(3) 通報の方法

交通渋滞等の情報は、電話又は警察無線により即報して行う。ただし、必要に 応じて、交通情報通報表(別記様式)により行う。

なお、道路使用情報のうち、道路使用許可取扱要領(令和2年12月1日付け、例規甲(交規企)第31号)における道路使用上申基準に該当するものは、道路使用の許可等について(上申)をもって通報に代え、その他の道路使用情報の通報は、道路使用許可書の写しの送付によって行う。

第8 交通障害等の解消措置

- 1 警察署長等は、交通渋滞等が発生し、又は、発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに現場警察官による交通規制その他必要な措置を講ずるとともに、 交通渋滞等の早期解消に努めなければならない。
- 2 警察署長等は、収集した交通情報のうち、道路管理者による道路通行規制の措置 が必要と認められる場合は、その状況を速やかに道路管理者に通報するものとする。
- 3 運用責任者は、交通渋滞等が2以上の警察署の管轄区域に及び、又は及ぶおそれがあり、広域的な交通規制、う回誘導措置等、広域交通管制の必要がある場合は、 速やかに交通部長に報告するものとする。
- 4 交通部長は、広域交通管制が必要であると認める場合は、運用責任者及び関係警察署長に対し必要な指示及び交通規制の調整を行うものとする。

第9 交通情報の提供等

1 運用責任者は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路情報の調整を図るとともに、日本道路交通情報センター、報道機関を通じて、収集した情報を道路利用

者及び広く県民に提供し、交通管制の実施について県民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

2 運用責任者は、交通管制システムにより収集した交通情報について交通流の管理 施策へ反映させるなど、積極的に活用しなければならない。

第10 システム管理

交通管制システム及び保有する交通情報の管理については、山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成13年山梨県警察本部訓令第15号)を準用する。

交 通 情 報 通 報 表 (夜間は当直へ送付→管制センター)

所轄警察署 (隊)	警察署 (隊)	
交通情報の種別	□ 交通障害 □ 道路使用 □ 交通渋	滞 □ 解除
発生(使用) 日時	年 月 日 警察署等 ・	時 分頃 道路管理者 からの入電
		□ 自動車専用道路
	道 路 区 分 □ 国道 □ 主要地方道 □	一般県道 □ 市町村道
発生場所等		
	路線名	
	区間	
	開始日時 月 日 時	分
	解除日時 月 日 時	分
規制内容	規制等時間 時間 分	
	□ 通行禁止 全面・車線(~□ 一車線交互通行 (□ タイヤチェーン等装着(□ ブース規制等(通行止め開始))))
原因・内容等		
開放(う回)路線	有 · 無 路線名	
交通障害等解消の		
見通し		
協力要請事項)
	□ 道路管理者への通報()
関連情報	□ 交通渋滞発生場所(渋滞長)	
参 考 事 項		
通報年月日	年 月 日 時	分 (第 報)
発信取扱者	警察署(隊) 受信取扱者	